



認定特定非営利活動法人 あさがお

滋賀県141万人
大津市 34万人

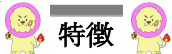
Assistance of Self-determination And Guardianship by Advocacy Otsu



滋賀県大津市を中心に
高齢者、障がい者の権
利擁護支援活動を行っ
ています。

設立は2005年2月1日
で、今年で丸17年とな
りました。これまでの滋
賀県高齢者権利擁護支
援センターに加え、2016
年から大津市権利擁護
サポートセンター、大津
市障害者虐待防止セン
ターを運営しています。

支援が必要な人の「自
立」と「尊厳」の保持、
「虐待防止」のため権利
擁護支援を行い、地域の
権利擁護支援のしくみ
づくりを目指していま
す。



特徴

- ・多様な会員（市民、福祉職、医療職、司法職、行政職）により活動が支えられています。
- ・役員・職員は様々な専門職（弁護士、司法書士、大学教授、医師、税理士、社会福祉士、精神保健福祉士等）で構成され、複雑な事案にも対応しています。
- ・3か所の活動拠点を中心に権利擁護支援活動を行っています。
- ・顧問弁護士・司法書士から個別事案について助言を得ています。
- ・研修を修了した市民が、法人後見の担当者（後見活動員）として活動しています。

本 部

- ・法人事務
- ・法人後見事業 現在127
件担当

大津市 権利擁護サポートセンター

- ・権利擁護、成年後見に関する相談、普及啓発
- ・高齢者虐待対応へのスーパーバイズ
- ・おおつネット懇事務局

滋賀県 高齢者権利擁護支援センター

- ・県内市町からの権利擁護・虐待に関する相談
- ・虐待対応の研修会・セミナーの開催、講師派遣
- ・ネット懇しが事務局

大津市 障害者虐待防止センター

- ・障害者虐待の通報受理、虐待対応
- ・虐待防止に関する普及啓発

あさがお公式キャラクター
ががお



認定特定非営利活動法人あさがお（法人本部）

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津3-2-4 TEL：077-522-0799 FAX：077-522-0845

E-mail：asagao.npo@image.ocn.ne.jp

HP：npo-asagao.com

N ネットの紹介



- ◆名称 特定非営利活動法人Nネット
(通称 なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク)
- ◆設立 平成14年1月任意団体創立、平成15年1月27日法人認証
- ◆理事長 北條正崇(弁護士)
- ◆会員 約120名
- ◆設立の経緯 平成13年に、奈良県で日本弁護士連合会人権擁護大会が開催され、それを契機に福祉・法律の専門職が集まり、Nネットを設立した。
- ◆事業の内容 高齢者・障害者の権利擁護に関わる事業

Nネットは高齢者障害者権利擁護支援を掲げ、走り続けて今年20周年に

○Nネットの歩み

創立20周年を迎え、当初の設立に至る経緯等記録と記憶を頼りに記述する。

平成12年福祉が基礎構造改革で福祉サービスの利用が措置から契約になる画期的な転換を迎え、そんな中で禁治産・準禁治産は成年後見制度に改正され、私達関係者は制度の学習及び啓発活動に奔走し始めた。

平成13年秋日弁連の「人権擁護大会」が奈良で開催、それを契機に権利擁護に対する志を同じくする者が相集い、権利擁護の在り方について議論し活動開始した。

平成14年1月第1回の集会(弁護士・司法書士・医師・大学教授・社会福祉士及び権利擁護に熱い思いを持った市民等23名参加)以後5回の集会を重ね、同年7月「なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク」(略称Nネット)と命名し、権利擁護支援を主軸に活動する任意団体として県政クラブでプレス発表、市民の理解と共感を呼んだ。具体的な活動として、成年後見制度の利用啓発活動、権利擁護に関する相談活動、オンブズマン活動などに取り組む。

平成15年1月、奈良県から特定非営利活動法人の認証を受けた。

平成16年に入り福祉施設の第三者評価事業及び権利擁護に関する講演会活動・障害者施設での法律相談等手掛ける。多様な活動する中で高齢者・障害者の権利侵害や虐待等の事例に遭遇、後見制度の利用推進の必要性を感じ、それ等に関する情報及びニーズ調査及び法人後見立ち上げに関わる情報収集を行う。

平成18年に入り法人後見実施要項を作成、家庭裁判所を始め関係機関等を訪問、法人の後見等の引き受けについて趣旨説明を行い、その年の暮れには法人後見第1号を受任した。

平成18年12月パネルディスカッション「法人後見の意義と可能性」と題し、パネリストにPASネットの上田理事長・あさがおの尾崎代表にご登壇頂き県文化会館で開催した。

平成19年初めての市民後見人候補者養成講座を東京大学総括プロジェクト協働で開催、その後奈良県協働事業で、あるいは奈良市社会福祉協議会と共催で市民後見人候補者養成講座を開講、また奈良県社回復協議会は法人後見従事者養成講座を開講しNネットも協力、多くの人材がNネットの法人後見に参画してきた。

Nネットは権利擁護を主軸に活動を行ってきた。その主たるツールは法人後見で、現在320件受任、専門職及び市民後見人一体となって活動している。顧みると、何もない零からの出発であったが、この20年間知的財産及び時間の提供をうけ、何よりも権利擁護に熱い思いが、エネルギーとなってNネットの活動は支えられてきた。20周年を迎えるにあたり原点に立ち返り、本人を取り巻く関係者と緊密な連携を取りながら、本人にとってよりベストな支援が出来るよう、精進していきたい。
(常務理事神谷久子)



特定非営利活動法人



PAS ネット



Protection & Advocacy Support network

I. PASネットの紹介

PASネットは兵庫県西宮市に本部事務所を置き、芦屋・西宮エリアを活動の拠点として、地域で安心して暮らしていくために、一人ひとりに必要な権利擁護の支援を行いながら、地域に権利擁護をシステムとして定着させていくことを目指して平成14年10月に「にしのみや権利擁護支援センター」として活動を開始しました。その後平成16年1月に「PASネット」と名を改めてNPO法人化し、権利擁護支援センター事業の実施や法人後見の受任など支援の実践を行いながら、社会の変革を目指して活動しています。

PASネットの目的

1. 本人主体の地域自立生活支援を基本に、地域の中にある「支援の輪」と協働して権利擁護支援を行う。
2. 地域に権利擁護支援システムを構築する。
3. 地域に権利擁護支援を実践するために、さまざまな専門性と役割を担うネットワークを形成する。

II. 事業内容

- (1) 権利擁護に関する相談及び支援
- (2) 成年後見の事務
- (3) 権利擁護に関わる人材の養成、育成、及び活動支援
- (4) 権利擁護の啓発
- (5) 権利擁護に関する調査・研究
- (6) 福祉サービスに関する相談及び利用支援
- (7) ホームページの開設及び出版物の刊行

◆権利擁護支援センター事業（芦屋市および西宮市から受託）

- ・ 権利擁護専門相談
- ・ 権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援
- ・ 成年後見制度利用支援及び法人後見の受任、後見活動支援
- ・ 権利擁護支援の普及・啓発
- ・ 権利擁護支援推進のためのネットワーク活動
- ・ 権利擁護支援者の養成・活用 など

III. 法人後見受任状況

後見 23 件 保佐 20 件 補助 8 件 後見監督 1 件 計 53 件（令和4年1月末現在）

特定非営利活動法人 PAS ネット

（法人本部）〒663-8245 兵庫県西宮市津門呉羽町 2-15-102

TEL 0798-22-7551 FAX 0798-22-7532

E-mail : info@hn.pasnet.org HP : http://www.pasnet.org/

◇特定非営利活動法人宝塚成年後見センター◇

平成21年4月に設立し、基本的に兵庫県宝塚市方を対象とした事業を行ってきた。

◇目的

この法人は、高齢者及び障害者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業、成年後見制度等に関する相談事業等を行い、高齢者及び障害者等の福祉の増進とすべての人が健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

◇実施事業

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 成年後見人等の受任に係る事業
- (2) 成年後見制度の活用支援事業
- (3) 成年後見人等の支援・養成事業
- (4) 成年後見制度等権利擁護に係る相談事業
- (5) 成年後見制度等権利擁護に係る広報・啓発事業
- (6) 成年後見制度等権利擁護に係る人材育成事業

・理事(理事長・副理事長、監事含む)12名、常勤職員1名、非常勤勤務3名

・行政・法律職・福祉機関と連携し、後見制度利用相談や法人後見等の受任(現在16件受任中)。

・市の高齢者・障害者権利擁護センター・宝塚手をつなぐ育成会と連携。権利擁護支援者養成研修を修了した方から希望者は育成会の見守り活動に従事している。



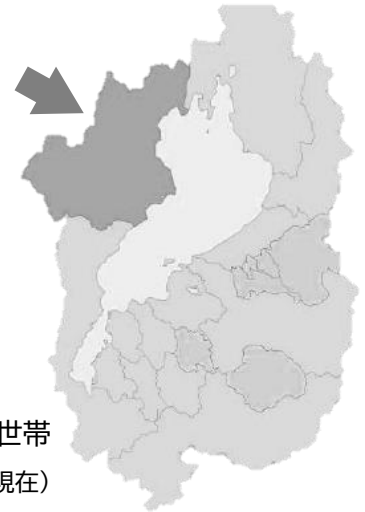
住 所 (登記上)	〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1		
設 立	2003年4月1日(任意団体)	2005年2月17日(NPO 登記日)	
役員数	理事：3名、監事：1名	職員数	常勤：3名、非常勤：2名
理事長	白土 隆司		ボランティア、第三者評価調査員：15名
電 話	072-255-6336	F A X	072-205-5050
メー ル	info@kannabi.jp	H P	https://www.kannabi.jp/

法人設立 の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・1969年に社会福祉法人大阪府精神薄弱者コロニー事業団（現・大阪府障害者福祉事業団）が発足する。開所以来、施設入居者の金銭の支払い・出納業務を生活支援の一環として実施されてきた。 ・2003年支援費法の施行に伴い、小遣い金の出納業務を施設業務から外して第三者管理とするため保護者会に移管する。 ・2005年に同保護者会が金銭管理の第三者性を更に高めるため、NPO 法人化して「特定非営利活動法人 NPO かなびの丘」を設立する。 ・NPO かなびの丘は、施設入居者に対する金銭管理事業に下記2事業を加え3つの事業を柱として発足する。 <ul style="list-style-type: none"> ①大阪府の認定を受けての障がい者などのための施設の第三者評価事業 ②“親亡きあとの安心”の確立と“後見人不足”という社会的課題の解決をはかるために成年後見事業 ・事業団入居者の要請を受け、希望者を対象に成年後見申立の説明会を開催する（集団申立）。 ・2010年6月に大阪家庭裁判所堺支部から成年後見人を初めて受任する。 ・これまで設置していた「NPO ガバナンスコミッティ」を「評議員会」に改組（定款記載）し、より具体的に法人運営に参画する体制に移行。 ・2014年6月に事務所を堺市北区中百舌鳥町に移転。 ・2015年8月に事務所を堺市北区百舌鳥梅北町に移転。 ・2018年7月に事務所を堺市北区百舌鳥梅町に移転。
活動概要	<p>成年後見事業：判断能力の不十分な方々の権利が擁護され、一生を通して安心して社会生活を送れるように後見事務支援、法人後見人受任を行う。</p> <p>自立支援事業：判断能力の不十分な方々の日常生活の質（QOL）の向上にかかる支援を行う。主に財産管理事業を実施。</p> <p>第三者評価事業：大阪府認証の評価機関として、対象事業所に対して事業運営上の課題を明らかにしサービス向上へのヒントも提供する。また、評価結果の公表により、利用者の事業者選択の支援を行う。</p> <p>人権啓発事業：権利擁護に関する制度や取り組みを啓発するとともに、判断能力の不十分な方々の代弁者としてQOLのあり方を提言する。また、それらに関する調査・研究も行う。</p>
利用者数	<p>後見人受任 110人（成年後見：98人、保佐：10人、補助：2人）</p> <p>任意後見契約 1人</p> <p>財産管理契約 50人</p> <p style="text-align: right;">【2021.12.31現在】</p>

「高島市成年後見サポートセンター」(since2010)

◆高島市の概要

滋賀県高島市は、滋賀県の北西部に位置し、北は福井県、南は京都府と県境を接する自然豊かな郡部の市です。森林部や琵琶湖を含む面積693 km²の広域な市域に、約47,000人が暮らしています。



【参考データ】

面積:693 km²
人口:47,671人
世帯数:20,509 世帯
(令和2年10月31日現在)

◆運営体制

社会福祉法人高島市社会福祉協議会にサポートセンターの事務局を設置し、事業を行っています。

弁護士・司法書士・社会福祉士・福祉施設・行政・社協の関係者で「高島市成年後見サポートセンター運営委員会」を組織し、事業の透明性を図っています。

◆事務局

社会福祉法人高島市社会福祉協議会 相談支援課内

〒520-1521 滋賀県高島市新旭町北畑 45-1 新旭総合福祉センターやすらぎ荘内

電話:0740-25-5720

◆4つの基本方針

- 1.関係機関の協働 高島市民が安心して成年後見制度を利用できるよう、関係機関と協働して支援します。
- 2.制度理解の促進 高島市における成年後見制度の普及のため、広く市民に対して制度の理解を図ります。
- 3.関係者の育成 成年後見に関する関係者・機関のスキルアップが図れるよう取り組みを進めます。
- 4.市民の組織化 市民後見人の養成や組織化により、高島市内の成年後見資源の整備に努めます。

◆事業内容

- 1.成年後見制度の広報・啓発
取り組み → 「ふくしの出前講座」による地域での啓発、「市社協広報紙」による啓発
- 2.成年後見制度の利用に関する相談・援助
取り組み → 常設型の相談窓口の開設、「なんでも相談会」の開催
- 3.成年後見申立ての支援
取り組み → 常設型の相談窓口の開設
- 4.成年後見制度に関する研修
取り組み → 「一般市民向け、専門職向け 成年後見制度・権利擁護普及啓発講座」の開催
- 5.成年後見を行う組織・人材の育成
- 6.成年後見に関する関係機関の連絡・調整
取り組み → 「高島市成年後見サポートセンター運営委員会」の開催

山城権利擁護ネットワーク 団体プロフィール

- 団体名 : 特定非営利活動法人 山城権利擁護ネットワーク
- 所在地 : 〒611-0011 宇治市五ヶ庄平野12-15
- 連絡先 : TEL・FAX/0774-31-5601
- E-mail : yamasirokenri@gmail.com
- Web : <http://yamasirokenri.main.jp/>
- 理事長 : 小林 千草

I 山城権利擁護ネットワークの紹介

山城権利擁護ネットワークは京都府宇治市に事務所があり、京都府南部を中心に活動しています。NPO 法人生活よろず相談所「たよりになる輪」から権利擁護事業（主として成年後見事業）を専門とした NPO 法人を立ち上げ、平成 22 年 9 月より活動しています。成年後見事業以外は、「たよりになる輪」の権利擁護支援事業（制度外の金銭管理や身元保証など）と連携をしながら高齢者や障がい者の生活全般にわたる支援活動を行っています。

山城権利擁護ネットワークの目的

高齢者・障がい者等に対しその権利擁護のための支援を行い、権利擁護実現のため成年後見制度の利用の促進を図ると共に、地域での権利擁護に対する広報活動を行い、高齢者・障がい者等がより安心して暮らせる地域作りを目的としています

II 事業内容

①権利擁護、生活よろず相談（随時）

- ・相談は宇治市だけでなく、京都市や京都府南部など多方面から受け付けています。
- ・地域包括支援センター、障害者生活支援センター、病院のPSWやMSW、行政書士、司法書士、社会福祉士等で会員以外の方から相談を多数受けています。

②事例検討会

- ・法人で受任している中で、困難事例の検討会を年に数回行っています。
- ・サポーター事例集の作成。サポーターが担当している事例の中から発表してもらい、事例集を作成しています。

③法人後見受任（延 318 件、死亡 87 件）

法人後見	任意後見	申立中	準備中
231 件	9 件	10 件	20 件

令和3年12月末現在

④法人後見サポーター養成講座

- ・平成24年より毎年1回実施しています。受講され修了された方の中で、法人に登録された方は法人後見サポーターとして活動してもらっています。専門職と2人で担当し、サポーターは主に身上監護を担当されています。現在サポーターとして活動されている方は、39名です。

⑤その他

- ・障がい者関係施設の保護者会や病院などの研修会の講師派遣、また親族による申請手続きの援助や親なき後の相談も多数受け付けています。

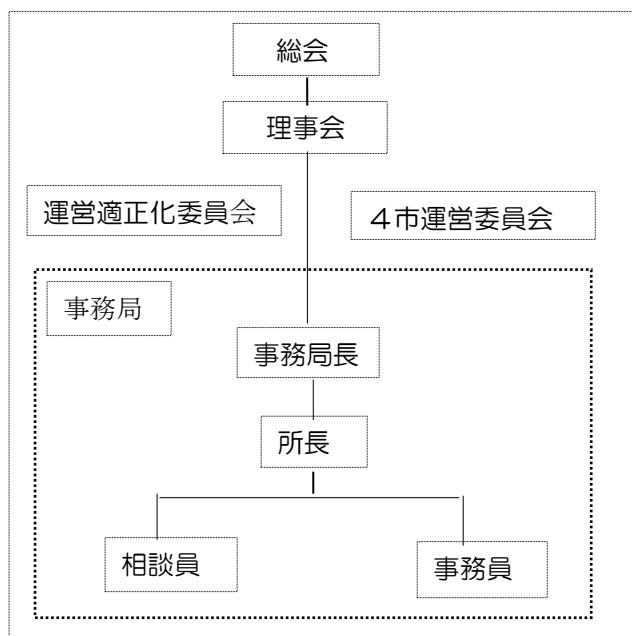
特定非営利活動法人 成年後見センターもだま



もだまは、世界最大級のマメ科の植物です。もだまの種子は海水に浮かび、日本では屋久島から琉球にかけて分布しています。種子が海流に乗って移動することで分布を広げていきます。「成年後見センターもだま」もこの地域にしっかり根を下ろし、身近な存在として成長していきたいと活動しています。

法人概要

代表者	理事長 山田 容（やまだ よう）		
連絡先	TEL:077-598-0246, FAX:077-598-0888		
ホームページ	http://www/modama.info		
E-mail	modama.npo@triton.ocn.ne.jp		
会員数	93 人	設立年月日	2007年7月12日
組織・体制	理事会	理事9名、監事1名	職員 相談員 4名、事務員4名
活動内容	湖南4市の委託を受け、障がい者や高齢者の方々の権利擁護や成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援・成年後見制度の普及啓発活動を行っています。また、今年度から湖南圏域の中核機関事業を受託し、今後の取組について協議会で検討しているところです。法人後見としては、主に福祉的支援や支援者間調整が必要な方の身上保護や財産管理の活動を行っています。		
主な活動領域	滋賀県湖南地域4市（草津市、守山市、栗東市、野洲市：人口約35万人）		



《活動・事業》

- 相談活動
 - ・権利擁護・生活相談
 - ・成年後見制度利用相談、申立支援
- 啓発活動
 - ・講演会・研修会の開催
 - ・出前講座の開催
- 後見受任活動
 - ・法人後見受任
- 中核機関
 - ・地域連携ネットワーク事務局
 - ・成年後見人等受任調整 等

(1) 相談活動

	R1 年度	R2 年度
相談実人数（人）	199	230
相談延件数（件）	2,403	2,984

(2) 後見活動

	R1 年度	R2 年度
新規／終了(人)	4／8	5／5
受任数（人）	75	75

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 堺市権利擁護サポートセンター

事業内容

◆権利擁護・成年後見制度に関する専門相談・専門支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない方などの権利侵害や財産管理に関する法律的な問題、成年後見制度の利用などの相談について、支援機関と連携して支援を行います。

センター職員による相談支援件数（新規）	196件	＜令和3年4～12月＞
専門職（法律職と福祉職）の専門相談件数	59件	

【主な内容】成年後見制度、債務整理、虐待（疑い）、生活困窮、消費者被害、
触法、権利侵害、遺言・相続 等

◆市民後見推進事業

親族以外で後見業務を担う第三者後見の新たな担い手として、地域福祉の視点から身近な市民という立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成と活動支援を行います。

市民後見人バンク登録者数	68名	＜令和3年12月末現在＞
市民後見人受任件数（累計）	41件	

◆権利擁護に関する広報・啓発、研修、情報提供事業

市民等を対象とした講演会の開催やパンフレットの等の配布

行政機関、相談機関、福祉事業者等の職員を対象とした研修会の開催や情報提供

＜令和3年度の主な活動＞

- ・福祉職や行政職のための権利擁護研修会
- ・市内の各種連絡会等からの要請を受けた研修会
- ・市民後見人シンポジウム

◆法人後見事業

法人後見受任件数 1件 ＜令和3年12月末現在＞



★堺市の委託を受け、平成25年4月に開所し
まもなく9年。誰もが安心して暮らせる地域
づくりを推進していきます！

〒590-0078
堺市堺区南瓦町2番1号(堺市総合福祉会館4階)
TEL FAX 072-225-5655
E-mail kensapo-2013@sakai-syakyo.net
URL <http://www.sakai-syakyo.net>

NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー 概要

- ◆団体名:特定非営利活動法人 甲賀・湖南成年後見センター ぱんじー
- ◆所在地:滋賀県甲賀市甲南町野田 810 甲南第一地域市民センター 内
- ◆電話 :0748-86-6161 ◆FAX:0748-86-6199 ◆HP:<http://www.pan-g.com/>
- ◆e-mail : pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp
- ◆設立年月日:平成 25 年9月 24 日 ◆事業開始:平成 25 年 10 月 1 日
- ◆代表者名:井上 利和◆役員:理事 10 名 幹事 2 名 ◆職員:所長兼相談員1名 相談員1名

甲賀市・湖南市の紹介

甲賀市

人口 88,003 人(高齢化率 29.1%)【2022年 1 月 1 日現在】
滋賀県の東南部に位置し、東部から南部にかけて三重県、南部から西部にかけては、京都府と隣接しています。
信楽町は、陶器産業と知的障がい者施設で知られています。

湖南市

人口 54,112 人(高齢化率 25.6%)【2022年 1 月 1 日現在】
旧石部町は「社会福祉の父」とも呼ばれる、糸賀一雄氏が数々の施設を創設した地でもあります。



◆おもな事業内容

- ◇相談事業…電話・来所・訪問による相談。各市、事業所における
ケア会議等出席
弁護士・司法書士による専門相談(各月1回)
「高齢者・障がい者なんでも相談会」(年2回)等各相談会の開催
- ◇普及啓発…ホームページの作成(<http://www.pan-g.com>)
広報誌の発行(年4回)
権利擁護、成年後見制度に関する講師派遣、出前講座など
- ◇研修会 …地域の相談支援従事者対象の「支援困難ケースの解決を考える研修会」開催
- ◇その他…地域の支援者を支える事業として、「専門職後見人向け事例検討会」「親族後見人懇談会」「市民向け権利擁護セミナー」など実施。
「甲賀圏域権利擁護推進計画」が策定され、令和4年度より甲賀市・湖南市より中核機関を受託予定。



社会福祉法人 川西市社会福祉協議会
川西市成年後見支援センター “かけはし”



(1) 川西市について（川西市HPより抜粋）

川西市は兵庫県の東南部に位置し、東は大阪府池田市と箕面市に、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府能勢町と豊能町に隣接しています。

東西に狭く、南北に細長い地形になっています。気候は温暖で北部は山岳の起伏に富み、その一部は猪名川渓谷県立自然公園に指定されています。

令和3年12月末現在、人口155,826人、63,807世帯、高齢化率31.5%

(2) 川西市成年後見支援センター “かけはし” について

平成24年10月に川西市より委託を受けて開設をしました。相談者と成年後見制度を含む権利擁護活動のかけはしとなりたいたいという思いから愛称を“かけはし”としました。

(3) 川西市成年後見支援センターの主な活動について

①相談

相談員による相談、司法書士による相談（予約制）によって成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者などからの相談に応じています。

②市民後見人の養成・支援

地域で活動する市民後見人を養成し、その活動を支援します。

③広報・啓発

成年後見制度の普及のため、出前講座や市民向け講演会を開催しています。



【問い合わせ先】

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 川西市成年後見支援センター “かけはし”

住所：兵庫県川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階

TEL：072（764）6110 FAX：072（759）5203

E-mail：kakehashi@k-shakyo.or.jp

URL：http://www.k-shakyo.or.jp/

NPO法人 成年後見・こうべきずなの概要

1. 名 称

NPO法人成年後見・こうべきずな

651-1132 神戸市北区南五葉1丁目1番1-105号 TEL: 078-777-8051

HP: <https://kobe-kizuna.org> E-mail: kobe-kizuna01@jcom.zaq.ne.jp

2. 設立年月日 2012年5月31日

3. 被後見人等の状況

後見 33名、保佐 12名、補助 1名、任意後見 1名、見守契約 5名、計52名

4. スタッフ

理事 13名、監事 2名、サポーター17名、正会員 42名、賛助会員 13名

5. 当法人の活動（定款より）

(1) 成年後見制度普及・相談等事業

(2) 成年後見制度開始申立て等支援事業

(3) 成年後見等活動事業

6. 当法人設立の基本理念「安心は人と人との絆から」

私たちのみならず、障がい者や高齢者及びその家族と社会とのつながりは年々気迫になってきており、絆がまさに切れかかっています。そしてこのような世相が私たちの不安を掻き立てます。全ての人を持っている優しさを結集させて温もりのある社会に変えて行かなければ・・・そんな思いを胸に、「人と人との絆を太く、強くしていくことにチャレンジしよう」という心意気で仲間が集まって、当法人を立ち上げました。

7. 当法人の後見活動の特徴

当法人は後見人が必要な知的障がい者の支援に注力して活動しています。知的障がい者の後見では、親族後見が多いので先ずはご親族が後見人となられる場合の相談、申立のお手伝いなどをさせていただきます。そして、事情により親族後見が難しい場合には当法人が後見人としてご家族の思いを引き継いで行くことを目指します。当法人では、障がい特性に理解のあるスタッフがチームで支援をします。ご本人の不安とご家族の不安を安心に変えることが当法人の願いです。

また、後見活動は大別して「身上監護」と「財産管理」に分けられますが、当法人ではご本人の意思に沿って、より丁寧な身上監護に力を注いでいます。ご本人の意思を大切にしながら、ご本人がより喜びの多い生活が送れることを願うからです。「財産管理」はご本人の意思を聴き取って財産をご本人のために有効活用出来るようにしています。

後見活動は、ご本人の生涯にわたるため、当法人の責任は重大です。このため、関係機関との連携を強め、人財や財政基盤を引き続き強化して行かねばならないと考えております。

合同会社ソルジス 概要



◆法人概要

団体名：合同会社ソルジス

設立年月日：平成26年5月19日 ◆代表者名：代表社員 水口真一 ◆役員：2名 従業員6名

所在地：本社：〒649-5144 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町粉白48番地

天満事務所：〒649-5331 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満1416番地2

電話：0735-52-5011 FAX：073-403-2488 e-mail：info@solsiss.co.jp

web サイト：<http://solsiss.co.jp>

新宮・東牟婁圏域の紹介

和歌山県南部にある新宮市、那智勝浦町、串本町、太地町、古座川町、北山村からなる圏域。県内においても当該圏域の高齢化率は高く人口減少が進んでいる。

人口69,417人 高齢化率39.0%【平成29年1月】※「平成29年度和歌山県における高齢化の状況」参照。※令和3年1月現在、圏域内での中核機関は未設置です。

◆おもな事業内容

成年後見利用支援 …成年後見制度・任意後見契約・遺言・死後事務委任契約等に関する相談、申立支援、法人後見での受任、普及 啓発

◆その他

平成31年4月より、和歌山県日高郡由良町に西牟婁圏域と日高圏域の対応する出張所を設置しています。

特定非営利活動法人ウィズ・ユースの概要



【団体名】 特定非営利活動法人 ウィズ・ユース
【所在地】 〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 185 番地
【電話】 (0795)78-9234 【FAX】 (0795)78-9235
【メール】 kimiyuki_maeda@with-y.org

設立 2015年12月8日 代表者 前田公幸 役員5名 監事1名

丹波市・丹波篠山市の紹介

丹波地方は、兵庫県の中東部に位置し、大河ドラマ「麒麟がくる」で取り上げられた自然と歴史が薫る地域です。市町村合併により、丹波篠山市（1999年に4町が合併、人口40,874人）、丹波市（2004年6町が合併、人口63,235人）の2市で丹波圏域を構成しています。

丹波市は、市内西部を南北に日本標準時子午線（東経135度線）が通っています。秋から冬にかけて発生する丹波地域の山々をつつむ朝霧、夕霧は「丹波霧」と呼ばれ、豊かな自然環境に一層の深みと神秘さを醸しだしています。市の南端に位置する篠山層群で恐竜化石が発見され、「丹波竜」と命名されました。

丹波篠山市は、四方を山に囲まれた篠山盆地を中心に、古来京都への交通の要所として栄えてきた歴史から、町並みや祭りなど京文化の影響を色濃く残しています。丹波篠山黒豆（黒枝豆）や丹波松茸、丹波栗などの農産物が豊かで、またデカンショ節は全国的にも知られており、多くの観光イベントが年間を通じて開催されています。



ウィズ・ユースの活動

丹波圏域にお住まいの高齢者や障がいのある方などが「自分らしく暮らし続ける」ための支援として、その人の、①あるがままを受け入れ、②自己決定の尊重、③意思決定支援を基本理念として、相談者の最善の利益を確保するために下記の権利擁護事業を行っています。

①法人後見事業

法人として、弁護士や司法書士、社会福祉士が連携して、財産管理及び身上監護の支援を行っています。特に、様々な事由により支援が困難な人への身上監護を複数の担当者でサポートすることで息の長い後見業務が行えます。



②個別相談

日常生活を営む上での困りごとや心配ごとに対して、法人の会員である専門職が相談に応じ、ご本人の支援を行っています。

③地域啓発事業

住民一人ひとりが、自らの権利を護る力を高め、またそれを支える人となれるよう、地域の理解をすすめる活動に取り組んでいます。

④人材育成

自らの専門性を発揮して、より主体的に権利擁護にかわり、ご本人の「自分らしさ」を具現化できる支援者として活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

⑤丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターの運営

丹波篠山市における権利擁護の中核機関として設置された権利擁護サポートセンターを2017年（平成29年）8月から受託し運営しています。住民の相談窓口として定着しています。

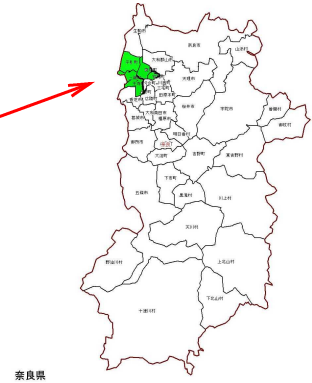




特定非営利活動法人 権利擁護支援センターななつぼし

特定非営利活動法人権利擁護支援センターななつぼしは、平成30年4月に産声をあげ、新しく ASNET-JAPAN に仲間入りさせていただきました。

ななつぼしは、奈良県の北西部に位置する生駒郡4町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）と北葛城郡2町（王寺町、上牧町）の行政から支援をいただき法人後見事業や障害者一般相談支援事業を行っています。



対象地域内には、信貴山朝護孫子寺、法隆寺、聖徳太子の飼い犬「雪丸」で有名な達磨寺などがあります。



信貴山朝護孫子寺



法隆寺

今後一層高齢化が進展し、知的障害や精神障害をお持ちの方々の地域生活移行が進む中「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」ため、強化しなければならない事業と考えています。

意思決定を支援するためにも・・・

～ 地域密着だからこそ出来る、きめ細かな対応が
いま 求められているのではないのでしょうか。～

一般社団法人かがやき

1. 住所

〒635-0154 奈良県高市郡高取町大字観覚寺 1382 番地
社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会
障害者支援施設やすらぎの丘・たかとりワークス内
電話：0744-52-1001 / FAX：0744-52-1002
メール：info-1@tsunagunara.jp



2. 設立経過

どんなに重度の障害があっても、利用を断らない施設建設を構想し、平成 15 年 4 月に「障害者視線施設やすらぎの丘・たかとりワークス」が開所しました。その 10 年後、施設建設と運営に心血を注いだ親たちも高齢化し、「親亡き後も我が子が安心して暮らし、『かがやき』続けられる仕組みが欲しい」との思いから設立されたのが当法人です。

3. 財源・運営体制

- (1) 財源：[会費] 正会員(被後見人の家族等) / 賛助会員(個人・団体)
[後見報酬]
[寄附金]
- (2) 運営体制：[理事] 4 名(弁護士・学識経験者・親の会代表・社会福祉士)
[監事] 1 名(公認会計士)
[運営委員] 2 名(弁護士・社会福祉士)
[第三者チェック]

4. 事業内容

- (1) 権利擁護のための家族研修：障害のある方の家族を対象とした研修会の実施
(2) 権利擁護のための相談活動：運営委員会後などに個別相談会を実施
(3) 成年後見制度の利用支援活動：成年後見制度の利用を検討している人への助言や手続き支援等
申立て支援：1 件(令和 3 年度)
(4) 法人後見等の受任件数[令和 3 年 12 月現在]：11 件(申立て中：1 件)
(5) 広報活動：広報誌を発行し、法人の活動紹介や後見制度についての情報提供を行う

5. 最後に

何とか軌道に乗り始めた法人です。受任件数も少なく、関係機関に様々な面でご支援いただきながら活動を行っています。近年はご家族が亡くなられ、急遽申立て手続きを開始される方が増えています。相続等に関しては弁護士等に相談しながら、ご本人をよく知るご家族の思いにも寄り添いながら活動を続けていきたいと思っております。引き続き、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い致します。

「よりよく生きる」おてつだい

彦愛犬権利擁護サポートセンター



◆センターの目的◆

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、および多賀町に居住する高齢者および障害者への虐待等の権利侵害への対応や成年後見制度利用支援など権利擁護にかかる専門的な対応が求められるなかで、相談から支援までの活動を行い、高齢者および障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を推進することを目的とします。

◆事業内容◆

- 権利擁護に関する専門相談に関すること。
- 虐待等の権利侵害への対応および権利擁護に関する専門的支援に関すること。
- 成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援に関すること。
- 成年後見制度、高齢者および障害者の権利擁護に関する普及啓発および研修に関すること。
- 権利擁護支援システムの構築および活動に関すること。
- 地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動に関すること。

◆令和3年度の主な事業内容◆

- 市民や専門職からの権利擁護相談および成年後見制度利用に関する相談への対応
- 虐待ケースに関する各種会議への出席と助言
- 研修：居宅介護支援事業所を対象とした成年後見制度利用に向けた連携の研修
発達障害の子をもつ親を対象とした成年後見制度の啓発研修
- 講座：市民、民生委員、相談窓口職員を対象とした虐待予防啓発講座
市民、民生委員、相談窓口職員を対象とした成年後見制度啓発講座
- 福祉職と法律職の連携強化とネットワークの構築およびスキルアップを目的とした「相談機関交流会」ならびに「なんでも相談会」の開催

◆センター概要◆

平成30年度より彦根市から業務を受託し、関係各所と連携し解決に向かう「連携支援」、課題解決に向け専門職を支援する「後方支援」を行う機関として、また、1市4町における成年後見制度利用促進の中核機関として『「よりよく生きる」おてつだい』をモットーに活動しています。

名称 彦愛犬権利擁護サポートセンター（社会福祉法人彦根市社会福祉協議会が受託）
所在地 〒522-0041
滋賀県彦根市平田町670番地 彦根市福祉センター別館1階
TEL 0749-22-2855
FAX 0749-22-2856
E-mail kenri-hikone@giga.ocn.ne.jp
URL <http://www.hikone-shakyo.or.jp/>



社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会

1 葛城市の紹介

葛城市は、平成16年10月1日、旧新庄町と旧當麻町の2町が奈良県内初の合併により誕生しました。奈良県内では北西部に位置し、地理的には、北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市、西は金剛生駒紀泉国定公園をはさんで大阪府南河内郡太子町・河南町と隣接しています。面積は33.72km²、金剛・葛城・二上西部の山並みと東に広がる沖積地で構成されたまちになっています。

※令和4年1月1日現在

◇人口 37,755人 ◇世帯数 15,310世帯 ◇高齢化率 約27.9%



2 葛城市社協における権利擁護支援の取り組み

葛城市社会福祉協議会は、安心して利用できる福祉サービスを提供するとともに、各地域で取り組まれている福祉活動を支援し、『人とかかわりつながることで、自分らしく暮らせるまちづくり』を進めています。その中、日常生活自立支援事業の取り組みから、成年後見制度についての支援体制の必要性を感じ法人後見事業を開始しました。今後も地域における権利擁護支援体制の構築に向け活動を進めていきます。

平成16年10月	地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）開始
平成29年9月	「成年後見制度勉強会 Part 1」開催
平成29年10月	「法人後見実施準備事業ワーキング」開催（全9回）
平成30年2月	「成年後見制度の利用ニーズに関するアンケート調査」実施
平成30年7月	「法人後見検討委員会」開催（全4回）
平成30年9月	「障がいのある子と家族を守る成年後見制度セミナー」開催
平成30年10月	「成年後見制度勉強会 Part 2」開催
平成31年1月	「葛城市社協権利擁護セミナー2019」開催
平成31年4月	法人後見事業開始
令和元年9月	「障がいのある子の家族が知っておくべき『親なきあと』準備と制度～エンディングノート・遺言編～」開催
令和2年2月	「葛城市社協権利擁護セミナー2020」開催
令和2年10月	「葛市社協権利擁護支援サポーター養成講座（入門編）」開催

3 法人後見事業の内容

- ◇法人後見等の受任（受任件数：保佐1件、補助1件 ※令和4年1月1日現在）
- ◇広報・啓発、研修会の実施
- ◇相談、申し立て手続きの支援

〒639-0273

奈良県葛城市染野789番地1（葛城市福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」内）

TEL: 0745-48-3373 FAX: 0745-48-2890

E-mail: kenriyogo@katsuragi-shakyo.jp

私たちの主な事業

高齢者・障がい者・児童の 権利擁護の総合相談窓口

権利擁護の3専門職と会計の専門職。
それぞれの専門的な知見から適切な支援を行います。

当法人は、全ての人々が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する
かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、本人らしい生活を
守るため、福祉・法律・医療・地域資源面等から必要な支援を総合的に行います。そ
して、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、心身の状態及び生活の状況
等を踏まえ、本人に寄り添い、本人主体による自立や社会参加の推進、必要な制度
利用や社会資源の活用を促していきます。また、権利擁護の専門職として、役割の理
解、立場の理解を深め、知識の向上に努めることを目的とします。

〔組織〕

代表理事：榎本 昌起（社会福祉士）

理事構成：弁護士4名・司法書士1名・税理士1名・社会福祉士1名

その他、法人社員専門職複数名

〔設立〕

2021年1月4日

〔事業内容〕

法人後見部門

受任件数：22名（令和4年1月現在）

その他

- ・ 財産管理及び相続、遺言等に関する事務の受託
- ・ 成年後見人等の受任者支援、育成事業
- ・ 高齢者、障害者、児童の福祉の増進を目的とする事業
- ・ 社会福祉、心理、法律、医療に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業

【問い合わせ先】

一般社団法人ソーシャルBASE

〒655-0892

兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目3番21号フェニックス K2-402

TEL：078-778-7833 FAX：078-778-7879

MAIL：sb@socialbase.jp